

【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱さいパラス製造業）
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	（軽油引取税：外）（地方税15） 【新設・拡充・延長】
		② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 鉱さいパラス製造業を営む者（中小事業者等に限る）の事業場内においてもつばら鉱さいの破碎、鉱さいパラスの集積・積み込みのために使用する機械の動力源の用途に供する軽油について、1klにつき 32,100 円（32.1 円／l）の課税免除の延長 《要望の内容》 上記用途に供される軽油に係る軽油引取税を非課税とする措置を3年間延長 《関係条項》 根拠条項：地方税法附則第 12 条の 2 の 7 第 1 項第 5 号 地方税法施行令附則第 10 条の 2 の 2 第 7 項
5	担当部局		製造産業局 金属課 金属技術室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和5年8月 分析対象期間：令和6年度～8年度
7	創設年度及び改正経緯		昭和 39 年度（創設） 課税免除対象用途は「鉱さいパラスの集積等のために使用する機械の動力源」 平成 21 年度税制改正により軽油引取税は目的税（道路特会財源）から普通税に改められたことにより、使途制限が廃止。課税免除措置については 3 年間（平成 21 年度～平成 23 年度末）存続。さらに、平成 24 年度、平成 27 年度、平成 30 年度税制改正において、それぞれ 3 年間存続。令和 3 年度税制改正において、適用対象を中小事業者等に限定した上、課税免除措置を3年間存続。
8	適用又は延長期間		3 年間（令和6年度～8年度）
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ものづくり産業における基礎物資である鋼材の安定的な供給、安全・安心な国民生活や環境問題の解決につながるものづくり等を推進することによって、我が国製造業の国際競争力強化を実現する。また、鉱さいのリサイクルを通じた資源の有効利用促進、省エネルギー・省資源、CO2排出削減を促進する。 《政策目的の根拠》 幅広い産業で活用される鋼材の生産工程において必然的に生じる副産物である鉱さいを再生資源に利用できるよう加工する鉱さいパラス製造業は、その多くが中小企業者であり、我が国の基幹産業である鉄

			鋼業の発展を支える重要な位置づけを担っている。また、鉱さいバラスは平成 12 年に制定されたグリーン購入法の公共工事における「特定調達物品」として指定され、土木資材として全国各地で有効利用されており、省資源・省エネルギーの観点からリサイクル材としての役割はますます重要となってきた。																								
	②	政策体系における政策目的の位置付け	4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展																								
	③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 鉱さいバラス製造業の経営安定及びセメント材料等へのリサイクルを通じた資源有効利用の促進、省エネルギー・省資源、CO2 排出削減。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 鉱さいバラスのセメント材料等への広範な有効利用により、鉄鋼製造工程で生成される鉱さいのリサイクル率は 99%となっており、また、高炉セメントへの利用により、当該高炉セメントは通常のセメントに比べて CO2 排出量を 40%削減出来ることから(高炉セメントの年間生産量は 1 千百万トン程度)、資源・エネルギーの節約、地球温暖化の防止、資源の有効利用の促進が図られている。																								
10	有効性等	① 適用数	<table><tr><td></td><td>件数</td><td>軽油使用量</td></tr><tr><td>令和 2 年度</td><td>26 件</td><td>15,511KL</td></tr><tr><td>令和 3 年度</td><td>10 件</td><td>4,299KL</td></tr><tr><td>令和 4 年度</td><td>10 件</td><td>3,904KL</td></tr><tr><td>令和 5 年度</td><td>10 件</td><td>4,199KL</td></tr><tr><td>令和 6 年度</td><td>10 件</td><td>4,199KL</td></tr><tr><td>令和 7 年度</td><td>10 件</td><td>4,199KL</td></tr><tr><td>令和 8 年度</td><td>10 件</td><td>4,199KL</td></tr></table> 令和5～8年度は推計値(鉄鋼スラグ協会調べ)		件数	軽油使用量	令和 2 年度	26 件	15,511KL	令和 3 年度	10 件	4,299KL	令和 4 年度	10 件	3,904KL	令和 5 年度	10 件	4,199KL	令和 6 年度	10 件	4,199KL	令和 7 年度	10 件	4,199KL	令和 8 年度	10 件	4,199KL
	件数	軽油使用量																									
令和 2 年度	26 件	15,511KL																									
令和 3 年度	10 件	4,299KL																									
令和 4 年度	10 件	3,904KL																									
令和 5 年度	10 件	4,199KL																									
令和 6 年度	10 件	4,199KL																									
令和 7 年度	10 件	4,199KL																									
令和 8 年度	10 件	4,199KL																									
	②	適用額	<table><tr><td></td><td>件数</td><td>減収額</td></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>26 件</td><td>5.0 億円</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>26 件</td><td>4.9 億円</td></tr><tr><td>令和 2 年度</td><td>26 件</td><td>5.0 億円</td></tr><tr><td>令和 3 年度</td><td>10 件</td><td>1.4 億円</td></tr><tr><td>令和 4 年度</td><td>10 件</td><td>1.3 億円</td></tr><tr><td>令和 5 年度</td><td>10 件</td><td>1.4 億円</td></tr></table> 令和 5 年度は推計値 (鉄鋼スラグ協会調べ)		件数	減収額	平成 30 年度	26 件	5.0 億円	令和元年度	26 件	4.9 億円	令和 2 年度	26 件	5.0 億円	令和 3 年度	10 件	1.4 億円	令和 4 年度	10 件	1.3 億円	令和 5 年度	10 件	1.4 億円			
	件数	減収額																									
平成 30 年度	26 件	5.0 億円																									
令和元年度	26 件	4.9 億円																									
令和 2 年度	26 件	5.0 億円																									
令和 3 年度	10 件	1.4 億円																									
令和 4 年度	10 件	1.3 億円																									
令和 5 年度	10 件	1.4 億円																									
	③	減収額	<table><tr><td></td><td>件数</td><td>減収額</td></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>26 件</td><td>5.0 億円</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>26 件</td><td>4.9 億円</td></tr><tr><td>令和 2 年度</td><td>26 件</td><td>5.0 億円</td></tr><tr><td>令和 3 年度</td><td>10 件</td><td>1.4 億円</td></tr></table>		件数	減収額	平成 30 年度	26 件	5.0 億円	令和元年度	26 件	4.9 億円	令和 2 年度	26 件	5.0 億円	令和 3 年度	10 件	1.4 億円									
	件数	減収額																									
平成 30 年度	26 件	5.0 億円																									
令和元年度	26 件	4.9 億円																									
令和 2 年度	26 件	5.0 億円																									
令和 3 年度	10 件	1.4 億円																									

			令和 4 年度	10 件	1.3 億円
			令和 5 年度	10 件	1.4 億円
			令和 5 年度は推計値（鐵鋼スラグ協会調べ）		
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 鉱さいバラスのセメント材料等への広範な有効利用により、資源・エネルギーの節約、地球温暖化の防止、資源の有効利用促進に大きく貢献している。（鉄鋼製造工程で生成される鉱さいの約 99%が鉱さいバラスとしてリサイクルされている）。 （実績） ・鉄鋼製造工程で生成される鉱さいのリサイクル率 99.4%（令和 4 年度） ・鉄鋼製造工程で生成される鉱さいによって削減されるCO2排出量 307 万t（令和 4 年度） 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置により、鉱さいバラスの破碎、集積・積み込みのために使用する機械の動力源の用途に使用される軽油に係る軽油引取税の課税が免除され、事業者の経営安定の確保と低廉かつ安定的な鋼材の供給が図られている。		
		⑤ 税収減を是認する理由等	セメント、コンクリート骨材、道路路盤材等の材料として、安定的な鉱さいバラスの供給が、リサイクルを通じた省エネルギー・省資源・CO2削減に寄与している。		
		11 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置が廃止され、軽油に課税された場合、その多くが中小企業者である鉱さいバラス製造業者の経営が悪化し、鉱さいの安定的なリサイクルが行われなくなるおそれがあり、こうした状況を回避するためにも、本制度は妥当である。また、鉱さいバラスは、セメント材料等として、石炭・石灰石の節約、省エネルギー、CO2排出量の削減に大きく寄与するとともに、平成 12 年に制定されたグリーン購入法の公共工事における「特定調達物品」にも指定されており、リサイクル材としての役割は極めて重要である。	
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置はなし。		
		③ 地方公共団体が協力する相当性	リサイクル材として安定的な鉱さいの利用は、最終処分される廃棄物の削減となり、地方公共団体が行う廃棄物処理の負担軽減に寄与する。		
12	有識者の見解				
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		評価実施時期：令和2年9月		